

(別紙)

生産緑地地区の指定に際して

- (1) 生産緑地法第7条の規定により、生産緑地について使用又は収益をする権利を有する方は、当該生産緑地を農地として管理しなければならないとされております。適切な肥培管理をお願いします。
- (2) 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内において、市長の許可を受けた場合以外は次に掲げる行為を行うことはできません。
 - ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 宅地の造成、土砂の採取、その他の土地の形質の変更
 - ③ 水面の埋立又は干拓
- (3) 生産緑地地区の指定から30年が経過すると、固定資産税や相続税納税猶予等の税制面での優遇措置を受けることができなくなりますが、生産緑地法第10条の2の規定により、地区指定から30年が経過する前に特定生産緑地の指定を受けることにより、税制面での優遇措置を継続することができます。
- (4) 生産緑地法第10条の規定により、生産緑地地区の指定から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者等が死亡若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、買取りを申し出ることができます。なお、生産緑地法第14条の規定により、市長から買取らない旨の通知があった場合は買取申出の日から3カ月が経過すると(2)の行為制限は解除されます。
- (5) 生産緑地地区の都市計画決定については、指定後、公共施設等の施行等に伴い、都市計画の変更が行われる場合もあります。

そのほか、ご不明な点等ありましたら、大阪市経済戦略局産業振興課（農業担当）までお問い合わせください。